

平成16年度特殊法人等予算要求ヒアリングに関する参与会議の指摘事項

平成15年11月

特殊法人等改革推進本部参与会議

平成13年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に則った事業の縮小・廃止が進みつつあるかについて、参与会議は、平成16年度特殊法人等関係予算要求・要望の中から予算規模の大きい4法人を対象に、10月31日、11月4日の2回にわたりヒアリングを行った。

参与会議としての指摘事項を以下に取りまとめたので、ヒアリングの対象でなかった法人を含め、今後の予算編成過程において反映させていくことを各府省に対して要請する。また、財政当局は事務局と緊密な連携をとり、平成16年度予算が特殊法人等改革の趣旨を踏まえたものとなるよう努められたい。

なお、事務局においては、「特殊法人等整理合理化計画」に則った事業の縮小・廃止等が平成16年度予算にどのように反映されたかをとりまとめ、公表することが必要である。

【各法人に共通する指摘事項】

「特殊法人等整理合理化計画」に則った事業の縮小・廃止に対する各省の意思表示は、おしなべて希薄であり、各府省は以下の原則に従って取り組むべきである。

- ・ 「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえて事業の縮小・廃止等を図るとともに、事業規模についても抑制を図っていくべきである。特に、「民間にできることはできるだけ民間に委ねる」という原則に基づいて、民間に委ねられる事業については思い切って縮小していくことが必要である。
- ・ 独立行政法人に移行したものについては、中期目標等に記載された削減・効率化目標と整合性の取れた事業内容や予算とすべきである。
- ・ 複数法人の統合により発足する法人については、統合による効率化を反映した予算とすべきである。

【ヒアリング対象法人に対する指摘事項】

住宅金融公庫

融資業務を段階的に縮小し、利子補給を前提としないことを原則とするという「特殊法人等整理合理化計画」の指摘に沿って、新規融資戸数を大胆に減少させるべきである。公庫の融資が最近伸び悩んでいるが、それは金融環境の変化によるものであることを認識し、融資業務の計画的な削減を求める。

(参考)「特殊法人等整理合理化計画」(抜粋)

融資業務については、平成14年度から段階的に縮小するとともに、利子補給を前提としないことを原則とする。

「民間にできることはできるだけ民間に委ねる」という原則に基づき、公庫の業務について、直接融資の対象を一段と絞り込み、民間金融機関の住宅融資をサポートする証券化支援業務に重点を移すという方針を着実に実施すべきである。また、保証型の証券化支援業務について、将来にわたって国民負担の増大をもたらさないよう制度設計すべきである。

一般会計からの利子補給金が最近増大している。平成18年度末までの公庫廃止・独立行政法人化に向けて、利子補給の抑制を図るべく、新たな組織形態に相応しい民業の補完に徹したスリムな経営を目指し、一般管理費の削減に取り組むべきである。

(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構

新エネルギー事業者支援事業費補助金を新エネルギー・産業技術総合開発機構に移管することについては、「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえて各法人の事業の縮小・廃止等を図っている中で、極めて問題が大きく、再検討すべきである。

中期目標に沿って、プロジェクト等の実施期間の途中で中間評価を行い、評価結果が一定水準に満たない場合は原則として中止するなど、既存の事業を徹底的に見直すべきである。新規の研究開発プロジェクトを実施する場合には、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき、全体として肥大化しないようにすべきである。

先般策定した中期目標においては、中期目標期間中に一般管理費を特殊法人比15%以上削減、事業費を特殊法人比5%以上効率化するとの目標を設定しているところであり、これと整合性のとれた平成16年度予算とすべきである。

(参考) 中期目標(抜粋)

【業務の効率化】

業務の効率化を進めることにより段階的に一般管理費(退職手当を除く。)を削減し、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比15%を上回る削減を達成する。

事業については中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比5%を上回る効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取組を進める一方で、産業技術政策及びエネルギー・環境政策の観点からの新たな要請に配慮する。

国際協力銀行

事業規模については、国際金融等事業及び海外経済協力業務とも「特殊法人等整理合理化計画」の指摘に沿って、民業補完や政府開発援助見直し等の観点からより一層の縮減を図るべきである。

(参考)「特殊法人等整理合理化計画」(抜粋)

- ・国際金融等事業:「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。
- ・海外経済協力業務(円借款業務):ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。

政府開発援助については、我が国の財政状況が極めて厳しい状況にある一方、アジア諸国の経済発展の状況に鑑み、いわゆる援助大国意識を見直し、規模を縮小させるとともに、効果的・効率的な実施を図ることにより、予算額の縮減につなげるべきである。

日本育英会

日本育英会については、平成16年4月1日に4つの公益法人(注)等との統合により、「独立行政法人日本学生支援機構」に移行するが、平成16年度予算及び今後作成される中期目標等についても、統合による効率化を十分に盛り込んだものとすべきである。

(注) 公益法人：内外学生センター、日本国際教育協会、国際学友会、関西国際学友会

(注) 高校生を対象とした事業は都道府県に移管される。

奨学金事業の規模については、従来は右肩上がりの拡大が維持されてきたが、少子化の進展や特殊法人等改革の趣旨を踏まえ、例えば、奨学金を合理的に必要とすると判断される者に貸与対象を限定することなどを通じ、抑制する方向で検討すべきである。また、無利子貸付の規模縮小や有利子貸付の制度見直しなども必要である。

奨学金事業の回収金については、新規貸与の財源となるものであり、予算額の抑制を図る観点から、例えば、連帯保証人に対して適時、的確な催促や請求を実施することなどにより、当該回収金に係る回収率をより一層向上させるべきである。また、延滞債権に係る欠損金については、処理計画の具体化を検討すべきである。